生涯学習関係の補助制度紹介

四合せ先=生涯学習課社会教育係

●松浦市文化・スポーツ振興基金事業補助金

は、お早めにご相談ください。 文化およびスポーツ振興基金 ため、松浦市文化・スポーツ事業に が実施される文化・スポーツ事業に が実施される文化・スポーツ事業に が実施される文化・スポーツ事業に が実施される文化・スポーツ振興基金

松浦市自治公民館補助金

で補助金を交付しています。
空調機器整備に対し、予算の範囲内
空調機器整備に対し、予算の範囲内
区公民館)の新築・増改築・修復・
区公民館)の新築・増改築・修復・
は、
で補助金を交付しています。

ください。要するものについては、随時ご相談要するものについては、随時ご相談なお、著しい雨漏りなど、緊急を

たします。

全国子ども会安全共済会

申込·問合せ先=生涯学習課社会教育係

会申し込み受け付けを開始します。平成26年度全国子ども会安全共済

【申込期間】

3月4日(金)~5月1日(金)

(申込方法)

月17日以降の提出は問合せ先へ)。 市立公民館へご提出ください(5 市立公民館へご提出ください(5 がらもダウ

○5月31日までに県への会費の納入・鷹島分室で加入事務を行います。

が完了すれば、4月1日に遡って 資格を取得できるようになってい 資格を取得できるようになってい ます。 世の納入が完了した翌日から資格 を取得することになります。余裕 を取得することになります。

ボランティア講師募集「まつうら出前講座」

申込·問合せ先=生涯学習課社会教育係

これまで身に付けた技能や技術などを市内の児童・生徒や地域の人に伝えるボランティア講師を募集します。 児童・生徒、地域の人々の学習の場に出向き、自分の技能や技術を教えるに出向き、自分の技能や技術を教えるに出向き、自分の技能や技術を必必がある。

[申込方法]

提出してください。師登録申込書に必要事項を記入し、師を録申込書に必要事項を記入し、

ジからもダウンロードできます。質に設置しています。市ホームペーの申込書は問合せ先および各市立公民





その世 0 お知 らせ

業務の受託者を募集します 田平土木維持管理事務所宿日直

問合せ先=田平土木維持管理事務所 **3**0950 - 57 - 0562

(委託期間) 平成26年4月1

日~平成2年3月3日

(勤務場所) 田平土木維持管理事務所

(業務内容)

どの鍵の管理や庁舎正門の 業務時間外における庁舎執務室な 関係職員への緊急連絡など 郵便物の収受、 電話の受理および が開閉、

【募集人員】

若干名

申込方法

履歴書(写真添付)を田平土木維 持管理事務所に提出してください。

(申込期限)

3 月 14 日 金) 午後5時必着

面接試験により決定

(採用決定)

○勤務条件など詳細については、右記 問合せ先にお問い合わせください。

変更される予定です。

平成25年度

(年齢制限なし

年度2回まで、ただし初年度に限

り年度3回まで。通算5回まで。

月1日以降から、年齢および助成回数が

国

制度改正に伴い、

平成26年4

無料法律相談会を実施 にします

IM0957-47-9188 ■ 大村さくら法律事務所

ます。相談する人は事前に電話でご 予約ください 法律に関する無料相談会を開催

(日時・場所)

3月6日 (木) 市役所 3 階小会議室 午前10時~ 午後5時

3月2日 (木) 午後1 3 月 27 日 市役所3階小会議室 市役所3階小会議室 (木) 午前11時~ 時 5 午後5時

【主催】

大村さくら法律事務所

【予約】

総務課行政係

(☎内線321)

特定不妊治療費支援事業

FAX 20950 - 57 - 3933

問合せ先=県北保健所保健福祉班 制度改正について

【平成25年度までに助成を受けている人】 ●平成26~27年度 平成26年度からの新規申請者] 40歳以上 39歳以下 通算6回まで。 度の新規申請者は2年目2回まで、 初年度3回 年度2回まで。 [まで。 通算10回まで。 年間回数制限なし。 (年齢制限なし) ただし平成26年

平成2年度の新規申請者] 平成28年度 (43歳未満対象)

39歳以下 通算6回まで。 年間回数制限なし。

40 ~ 42 歳 通算3回まで。 年 間回 D数制限, なし。

※ご不明な点がありましたら、 せ先にご確認ください。 問

平成25年度申請の締切について

期日に間に合わない場合は、 原則平成26年3月31日 (月) まで 平成25年度中に治療を受けた人は せ先へご連絡ください に申請手続きを済ませてください 問合

至有田 35 秘密厳守



700 受付/(月~金)9:00~12:00 13:00~18:00

佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

完済した方だけでなく、現在まだ借金が でも、連続10年以上の取引が 担金を ゼロにします。

取り戻した過払金以上のお金は、一切いただきません。 何も取り戻せなかった場合は、1円もいただきません。



西九州総合法律事務所 佐賀県弁護士会所属 弁護士福田 大志 弁護士行武 謙

くはホームページをアクセス! 九州総合

http://nishi9kabarai.com/